

町民税・県民税特別徴収事務取扱要領

□納税者への税額通知書の交付

同封の町民税・県民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)を受け取りましたら、すみやかに納税者に交付してください。

□特別徴収税額の徴収及び納入方法

特別徴収義務者用の「特別徴収税額のお知らせ」に納税者ごとの月割額が記載してありますので、6月から翌年5月までの毎月の給与から徴収し、翌月10日(土・日曜・祝祭日の場合はその翌日)までに納入してください。

ご注意

指定番号等の記載のない納入書を使用される場合は、「特別徴収義務者指定番号」を必ず転記してください。

《納入場所:取扱金融機関》

・株式会社 千葉銀行
・いすみ農業協同組合
・銚子信用金庫
・株式会社 京葉銀行
・株式会社 千葉興業銀行
・房総信用組合

・関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局
(但し、納期限内に限る。)

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、別紙記載の指定通知書を提出してください。

(敬称略・順不同)

□納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続き

納税者が退職や転勤等で給与の支払いを受けなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、すみやかに大多喜町役場税務住民課課税係へ提出してください。(様式は、大多喜町ホームページからダウンロードできます。)

(1)退職、休職等の場合

納税者が退職等をした場合、給与から徴収できなくなった税額は、一括徴収して納入するか、普通徴収で納税者から直接納める方法を選択します。

詳細は以下①②のとおりですが、出来る限り退職時に全額納入していただけるよう、ご協力をお願いします。

①一括徴収

退職等により給与から徴収できなくなった残りの税額について、退職金などが支払われた際に、下記により一括して特別徴収義務者において徴収して、翌月10日までに他の給与所得者の特別徴収税額とあわせて納入してください。

A 6月1日から12月31日までの間に退職した場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は納税者と話し合いの上、一括徴収の申し出がある場合は、残りの税額をまとめて当月分とあわせて納入してください。

B 翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合

その事由が発生した翌月以降の未納額を納税者の申し出がなくても税法の規定により必ず一括徴収して当月分と同時に納入してください。(但し、死亡・支払金不足の場合を除く。)

②普通徴収

納税者から一括徴収の申し出がない場合、特別徴収税額の残税額は、普通徴収の方法で納税者から直接納めていただくことになります。この場合は、後日、本人宛に通知書及び納付書を直接、送付いたします。

(2)転勤の場合

転勤で勤務先が変更した場合、新しい勤務先でも特別徴収により納税することを納税者が希望した場合には、特別徴収を継続します。この場合、新しい勤務先に月割額や徴収開始月を連絡し、特別徴収継続の確認を取り、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入のうえ、すみやかに大多喜町役場税務住民課課税係まで提出してください。

□「特別徴収各種変更届出書」について

---〔特別徴収義務者の所在地・名称・電話番号変更届〕

事業所等の名称や住所等に変更があった場合に提出する届けです。

---〔普通徴収から特別徴収への切替届〕

給与所得者が年度途中で特別徴収を希望した場合に特別徴収へ切り替えるための届けです。

-----> 必要事項を記入して大多喜町役場税務住民課課税係まで提出してください。

(様式は、大多喜町ホームページからダウンロードできます。)

□特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額に変更や誤りがあった場合は、「税額変更通知書」を送付しますので、以降の月割額は、その税額変更通知書の月割額により徴収してください。

なお、当初の特別徴収税額決定通知書をeLTAXによる電子データで送信している場合でも年度途中の変更通知等は紙媒体のみでの送付となります。

また、退職等により貴事業所に納税者がいなくなり、特別徴収税額が0円となった場合は税額変更通知書は送付しませんので必要な場合はご連絡ください。

□特別徴収税額を滞納された場合

納期限までに税金を完納しないときは、地方税法の定めるところにより、延滞金が徴収されます。

□退職所得に係る所得割の分離課税について

退職所得に係る町県民税については、退職手当等の支払者がその支払いを行うときに税金を計算し、支払い金額から税金を天引きして、退職者の退職した年の1月1日現在において住んでいた市区町村に納めていただくこととなります。また、納入方法は、月割額を納めるときにあわせて納めてください。

《退職所得税額の求め方》

課税退職所得金額＝(退職手当等の支払額－退職所得控除額)×1/2 …千円未満切捨て

○退職所得控除額の計算方法

勤続年数が20年以下の場合:40万円×勤続年数(80万円未満は、80万円)

勤続年数が20年を超える場合:800万円+70万円×(勤続年数－20年)

町民税: 課税退職所得金額×6%＝町民税特別徴収税額(100円未満切捨て)

県民税: 課税退職所得金額×4%＝県民税特別徴収税額(100円未満切捨て)

□審査請求について

納税義務者への通知書の記載事項に不服がある場合は、その通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この町県民税の決定の取消を求め
る訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に町を被告
として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消の訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができ
ないこととされていますが以下の場合は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することが
できます。

①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行、又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

□指定通知書について

※指定通知書の御利用は、本紙をコピーし金融機関へ提出してください。

き り と り 線

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行店長 様

郵便局長 様

千葉県夷隅郡大多喜町長 平林 昇
(公印省略)

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当町の町・県民税特別徴収税額の取り扱い店(局)を
下記のとおり指定しましたので通知します。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1. 認可又は承認番号 | 営六第84号 |
| 2. 口座番号 | 00140-1-960289番 |
| 3. 加入者名称 | 大多喜町会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店名 | ゆうちょ銀行 東京貯金事務センター |

※特別徴収による町県民税をゆうちょ銀行(郵便局)に納入する場合には、この指定通知書にゆうちょ銀行店名(郵便局名)、年月日を記入のうえ、第1回分を納入する時に郵便局へ提出してください。